

情報共有の仕組みの概要

2025年10月7日



M&A支援機関協会
M & A A d v i s o r s A s s o c i a t i o n

代表理事 三宅卓

不適切な買い手問題への決定打としての情報共有の仕組み

特定事業者リスト

2024年10月～

中企庁財務課に対して
運用状況等を報告

- ・ 不適切な買い手の情報を共有する制度
- ・ 現在、利用企業**102社**。**大手金融機関も協会リストの閲覧利用を開始**しており、**国の事業承継・引継ぎ支援センターも利用**予定。今後、会員企業の更なる利用拡大も推進。
- ・ 2025年4月に**大幅厳格化**し、登録までにかかる期間を短縮し登録期間を**最低10年間**へ延長
- ・ セキュリティは金融機関標準**FISC基準準拠**へと2025年10月アップデート

制度利用により、不適切な買い手の支援を回避可能
にする趣旨で運用(受託禁止の仕組みではない)

M&A支援機関協会 より、M&Aを検討中の皆様へ

**M&Aを実行したら、
すみやかにご対応ください**

⚠ M&A取引の実行日から60営業日以内に経営者保証を解除する
⚠ M&A取引の実行日から10営業日以内に金融機関等に経営者保証解除の
相談を行う 等

※詳細条件は裏面をご参照ください

一定の要件を満たした場合、M&A支援機関協会の
「特定事業者リスト」に、譲り受け側事業者名が
最低10年間自動で掲載されます。

登録要件

- M&A取引の実行日から60営業日経過しても保証が外れていない
- M&A取引の実行日から10営業日経過しても金融機関等へ相談未実施
- 金融機関等が解除不可と判断してから20営業日以内に借換等の未実施
- M&A対価の分割払い・後払いの期日の経過
- バスケット条項

自動登録

弁明の機会付与

制度参加会員には顧客に対してエスクロー活用の推奨や、金融機関との事前協議などを行う事を推進